

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人松商学園
② 設置大学名称	松本大学
③ 担当部署	大学事務局 総務課
④ 問合せ先	soumu@t.matsu.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 7 月 30 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 8 月 6 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.matsumoto-u.ac.jp/introduction/information/information_15.php
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目的は、大学案内をはじめ大学公式 Web サイト、学生便覧等を通じて、学生のみならず広く社会に明示している。 https://www.matsumoto-u.ac.jp/introduction/guide/philosophy/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織において、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを明示している。 また、学生が何を身につけたいか、学びの方向性を見出しやすくするよう、科目ナンバリングの整備のほか、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを公表している。 各教育組織においては、自己点検・評価に基づいてカリキュラムの見直し・検討を毎年実施し、教育の質向上に努めている。 自己点検・評価報告書：https://www.matsumoto-u.ac.jp/introduction/information/information_10.php
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学的な意思決定機関として、学長を議長とする「全学協議会」を置くことを学則に定め、大学運営に係る重要な事項を審議することとしている。 各教学組織の運営において必要な事項は、学則で教授会を置くことを定めるとともに、教授会規程に基づいて、各教育組織がその特性に応じて運営の方針を定めている。 また、学長の職務を補佐するために副学長を置き、その職務を学長が年度初めに開催する合同教授会において公表し、教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	本学では教員と職員がそれぞれの役割の違いを理解しつつ、それぞれの立場から組織的かつ効果的な大学運営を目指している。各委員会の構成員に職員も加わることをそれぞれの委員会規程で定め、事務職員も重要な意思決定に関与し、連携体制を確保している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）は、その時々に必要なテーマを、適切なタイミングで開催することを基本としている。実施結果は、自己点検・評価報告書において、計画・実施する内部質保証室の FD・SD 部会の項目で公表している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	理事会が設置する法人委員会において、学園を取り巻く中期的な内外環境を踏まえて、計画の方針を明確化している。その方針に基づいて、中期計画期間中に実施する重要事業を具体的に定め、財務的な裏付けを行って実行可能な中期計画を策定し、常任理事会、理事会の審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度末に作成する事業報告書の中で中期計画の進捗状況や達成状況を記載し、理事会に報告した上で、松本大学公式 Web サイトで公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、聴講生及び科目等履修生の制度を設けている。 また、地域力創造委員会を設置して、「松本大学健康フォーラム」の開催や、オンラインを活用した「信州山“学”マイスター養成プログラム」の実施など、本学ならではの学びを提供している。 社会人の受け入れについては、大学院はもとより、全学部及び短期大学部においても、社会人入学者選抜を設け、意欲ある社会人が学ぶ機会を設けている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	基本理念に「地域貢献」を掲げる本学では、自治体や商工会議所等と協定を結び、積極的に社会貢献・地域連携を行っている。 また、学生が地域貢献をしながら実践的に学ぶ機会を提供するため、地域づくり考房『ゆめ』、地域健康支援ステーションを設置して、積極的に支援している。 地域づくり考房『ゆめ』： https://www.matsumoto-u.ac.jp/yume/ 地域健康支援ステーション： https://m-station.matsumoto-u.ac.jp/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのために、国際交流センターや障がい学生支援会議を置き、受容・支援の体制を整えている。

	教職員の採用等においては、性別・国籍等を問わず多様な人材の受入れに配慮している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事に理事長を含む 2 名（総数 14 名）、評議員に 3 名（総数 25 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に、理事長・理事・常務理事（業務執行理事）の職務を同様に「寄附行為」に定め、明確にしている。 「寄附行為」において、理事選任のための理事選任機関を理事会・評議員会と定め、理事会が理事を選任するときは、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定例で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 また、学校方針、計画の策定及び業務執行を円滑に行うための協議機関として、理事長及び常務理事（業務執行理事）、法人事務局長で構成される常務会を設置している。常務会の運営に関することは「常務会規程」に定め、適切に常務会の運営を行っている。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、理事長は更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、当該評議員会に出席し、当該事項に関し改めて必要な説明を行うものとし、評議員会は、理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならないこととしている。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研	理事に対しては「寄附行為」に基づいて、理事長及

修機会の充実	び常務理事の職務の執行状況を理事会に報告している。また、理事会及び評議員会を含め様々な会議を通じて、学長・校長から教学や経営の現状に関するタイムリーな情報提供を定期的かつ継続的に実施している。また、私立大学を取り巻く環境の変化や法令改正等に対応するため、顧問弁護士等による研修会を実施するなど、職務執行に必要な知識の習得や資質向上に係る機会の確保に努めている。
--------	---

原則３－２ 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、評議員会の決議により選任している。 会計監査人は、「寄附行為」に基づき、評議員会の決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は会計監査人及び内部監査室と必要な情報を共有し、連携して監査を行うことを「寄附行為施行細則」に明確に定めている。また、監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定めている。監事は、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても規程に定め、適切に監査を実施している。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対しては、適切な監査を可能とするため、理事会等の会議の資料を事前に共有するほか、随時に、教学活動や経営状況に係るヒアリングに学長・校長及び事務局が応えることにより情報提供を行っている。 また、監査機能の実質化と資質の向上を図るため、文部科学省が実施する監事研修会等への参加を促し、受講に係る経費を法人が負担することにより、私立学校法等の法令改正や最新の会計・監査基準に則した監査体制の維持・強化に努めている。

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」において、評議員の定数を、属性と選任方法ごとに定めることにより、選任方法と属性・構成割合について明確にし、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明

評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、決議方法等の運営に関する事項を「寄附行為」に定めて明確にすることにより、評議員会運営の透明性を確保している。また、評議員会の議事録について、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理している。 理事会及び評議員会の役割、権限に関することを「寄附行為」に定め、理事会が重要事項を決定する際には評議員会に諮問し、その意見を踏まえて決定しており協働体制が確立されている。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、理事長は更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、当該評議員会に出席し、当該事項に関し改めて必要な説明を行うものとし、評議員会は、理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならないこととしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、評議員会における適切な審議及び議決に資するため、会議の招集時に十分な時間的余裕をもって資料を事前送付するなど情報提供に努めているほか、評議員会の都度、学長・校長から各学校の教学・事業活動の現状について、タイムリーな報告を行い、情報共有を図っている。 また、就任時には、顧問弁護士による研修会を実施し、評議員の位置づけや役割に関する理解を深めてもらうとともに、資質の向上を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人松商学園リスク管理規程」を定め、理事長をリスク管理最高責任者としている。 リスク管理統括責任者は学長とし、危機管理委員会を設置し、リスクの顕在化防止に努める等、危機管理体制を整備している。また、「松本大学危機管理規程」に基づいて、危機管理マニュアルを整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び職員の職務の執行が「法令」、「寄附行為」に適合することを確保するために「学校法人松商学園コンプライアンス推進規程」を定め、コンプライアンス責任者を理事長としている。 「学校法人松商学園コンプライアンス規程」に基づいて、学長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コン

	プライアンス推進に関する体制を整備している。 また、内部通報窓口を内部監査室をとし、内部通報体制を整備している。
--	--

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	松本大学公式 Web サイトの情報公表ページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公表について方針を明示している。 https://www.matsumoto-u.ac.jp/introduction/information/ また、松商学園公式 Web サイトにおいて、組織・財務、事業の概要、その他の取り組み等学園の経営に関する情報を公開している。 https://matsu.ac.jp/
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、松本大学公式 Web サイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。 年に一度、ステークホルダーミーティングを開催し、直接的に大学教育、改革の方向性について理解促進を図るとともに、建設的な意見、要望の聞き取りにも役立っている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明